

袋井市老人クラブ連合会に未加入の老人クラブに対する袋井市シニアクラブ 補助金交付に関する必要事項

(目的)

第1条 袋井市老人クラブ連合会に未加入の老人クラブに対する袋井市シニアクラブ補助金交付に関する必要事項（以下「必要事項」という。）は、袋井市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）に加入していない老人クラブ（以下「未加入老人クラブ」という。）に対し、「袋井市シニアクラブ補助金交付要綱（平成17年告示第58号。以下「補助要綱」という。）に定める補助金を交付するにあたり、当該未加入老人クラブが、袋井市老人クラブ運営基準（以下「基準」という。）を満たす老人クラブであることを証するための必要な事項を定め、もって、老人福祉法（昭和33年法律第133号）第13条第2項に基づく補助金の適正な交付を図る。

(必要事項)

第2条 未加入老人クラブが、補助要綱第4条に規定する申請を行う場合は、同条に定める必要書類を提出するほか、当該老人クラブが、基準に該当することを証するため、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 基準第5条に規定する会則
- (2) 会員名簿（会員の住所、氏名、年齢、代表者氏名等が記載されているもの）
- (3) その他基準に該当することを証することができる書類

2 前項に規定する書類のうち、第1号及び第3号に掲げる書類は、当該老人クラブが、初めて補助金の交付申請を行う時にのみ提出するものとし、第2号に掲げる書類は、交付申請を行う都度、提出するものとする。

※文中、袋井市老人クラブ連合会は、シニアクラブ袋井市に読み替える。